会　議　記　録

高松市附属機関等の会議の公開及び委員の公募に関する指針の規定により、次のとおり会議記録を公開します。

会　議　名	令和８年度　第４回高松市在宅医療介護連携推進会議
開催日時	令和８年１１月９日（月）　１９：００～２０：００
開催場所	高松市医師会館　２階　大会議室
議題	１　部会からの報告 ２　高松市在宅医療支援センター報告 ３　その他
公開の区分	□　公開　　■　一部公開　　□　非公開
上記理由	相談対応にかかる個人情報を取り扱うため、情報公開条例第７条第１号、第２号に該当
出席委員	21 人 吉澤委員長、大原職務代理、大橋委員、綾田委員、北代委員、安田委員、下村委員、原委員、三村委員、日下委員、稲田委員、岡野委員、古川委員、壷内委員、藤原委員、海野委員、渡邉委員、石野委員、片山委員、松本委員、橋本委員
関係者	高松市医師会：伊藤会長、香川理事、佐用理事、西口理事、鳥越理事、和唐理事、大森理事 高松市医師会事務局：５人
傍聴者	１人
担当課及び連絡先	長寿福祉課　地域包括ケア推進係　８３９－２３４６ 在宅医療支援センター　８３９－２３４４ 保健医療政策課　８３９－２８６０ 介護保険課　８３９－２３２６ 地域包括支援センター　８３９－２８１１

協議経過及び協議結果

１　部会からの報告について

（１）退院支援・医療介護連携部会

〇令和８年度第１回退院支援医療介護連携ミーティングの報告について

・内容の振り返りを実施。

〇令和８年度第２回退院支援医療介護連携ミーティングについて

【開　催】令和９年１月 31 日（日）　9：30～12：00

【案　内】令和８年 12 月 15 日（火）

【締　切】令和９年１月 22 日（金）

【会　場】高松市医師会５階ホール

【テーマ】独居高齢者の在宅生活継続を支える医療・介護連携について考える

【内　容】事例検討

（２）多職種連携部会

○令和８年度多職種連携研修会について
【開　催】令和９年２月11日（木・祝）　13：00～16：00
【会　場】マリンパレスさぬき２階「瀬戸」
【テーマ】地域で BPSD を診る
【講　師】大西　英周　先生（三光病院認知症疾患医療センター　副院長）
【演　題】地域における BPSD に対する、多職種連携のかたち

（3）ICT 部会

○在宅ケア便利なびの掲載について
・高松市薬剤師会から提供された薬局の新規掲載、修正依頼、掲載取り下げについて承認する。
・所在地が三木町の薬局に関して、高松市薬剤師会の管轄に含まれることに加えて、市民に提供する情報は多い方が良いとの判断で、掲載可能とする。

○在宅薬局紹介センター周知用チラシの説明と二次元コードの掲載について
・チラシの裏面に、在宅ケア便利なびの紹介及び二次元コード掲載について、承認する。

○高松市薬剤師会ホームページ URL のリンク掲載について
・承認する。

委員より

・チラシ掲載の便利なびの画像が、本来の画像とは異なる。
・現在、チラシは試作段階である。画像に関しては、本来のものに変更できるようにする。

2　高松市在宅医療支援センター報告

○令和８年９月・10月の活動報告
【相 談 件 数】９月：11件、10月：14件
【事業所訪問】９月：３件、10月：２件
【そ　の　他】市政出前ふれあいトークの実施

3　その他

（1）高松市歯科医師会からの情報提供について

○口腔管理連携加算と医科連携訪問加算について
・入院中の患者に対して、歯科訪問診療を実施することで、医療機関が口腔管理連携加算600点、訪問歯科医院が医科連携加算500点を算定できる。
・算定要件として、どの歯科医院に訪問を依頼すれば良いのかが分かるように院内掲示及びウェブサイト掲載が必要である。

○訪問可能歯科医院
・患者が在宅復帰後も利用することを見据えて、訪問を依頼する歯科医院を選択してもらうために、高松市歯科医師会から訪問可能歯科医院のリストを提供するので、高松市医師会を通して、医療機関で掲載するように依頼される。

（2）高松市指定居宅介護支援事業者連絡協議会からの情報提供について

○ケアマネジャーの業務と役割について
・ケアマネジャーの人材不足、なり手不足が課題となっていることに加え、高松市指定居宅介護支援事業者連絡協議会が実施したアンケート及びヒアリング調査において、シャドー

ワークの負担が示された。

・令和 6 年 12 月に厚生労働省の「ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会」の中間整理において、ケアマネジャーの業務が 4 つに分類されたことや他自治体においても、同様のチラシが作成されていることを踏まえて、高松市介護保険課と高松市指定居宅介護支援事業者連絡協議会が共同で作成。

・市民に限らず、専門職、行政にもケアマネジャーの業務と役割を知ってもらい、必要な連携につなげてほしい。

委員より

・救急搬送時にケアマネジャーの同乗や同意書の記入を求める医療機関がある。医療機関や救急隊員もケアマネジャーの業務と役割を理解していかなければならない。

・利用者が「ケアマネジャーがしてくれる」と言ったり、ケアマネジャー自身も「キーパーソンは私です」と言ったりすることがある。

・利用者との居宅介護支援契約の際に、チラシを渡して説明するように動き始めている。

・ケアマネジャーが一番身近な存在になりがち。介入時に、あらかじめできないことをはっきり伝えていないから、業務外のことを頼んでしまうのではないか。業務外のことでも利用者とケアマネジャーの両者が同意しているなら対応しても良いのではないか。

・チラシは介護保険法に則って作成している。実際にケアマネジャーが行う業務を全て羅列することはできないが、入院時の情報提供は業務内容である。ケアマネジャーの業務内容ではないことに関しては、入院中の身元保証等現状ではつなぎ先がないものも多い。国において、自治体が整備していくものとしている。

・ケアマネジャーもできることはする。相談してくれたら、退院前カンファレンスに出席することもある。ただし、医療同意や救急車同乗等の明らかなシャドーワークは断っていく。

・意思決定支援はケアマネジャーの役割ではないか。ケアプラン 1 号様式の意向確認は、まさに人生会議（ACP）だと思うので、ケアマネジャーが意思決定支援をしていると思う。

・ケアマネジャーに限らず成年後見人も本人の意思決定に関する意見は言えない。だからこそ事前に話をして関り方や支援体制を整えておく必要がある。業務内容か否かに関係なく、日常の関わりの中で用意しておくべきである。

・ケアマネジャーは予防予測や本人の意思表明を反映したケアプランを作成している。医療機関への情報提供時にも、本人の意向は盛り込まれているし、法定研修の内容にも含まれている。

・チラシに市の担当課か記載されていないが、問い合わせ先が分からないのではないか。

介護保険課

・高松市指定居宅介護支援事業者連絡協議会と共同で作成したということを示した。今後、担当課記載については検討する。

【次回の会議】　令和９年１月１８日（月）１９：００～　高松市医師会　２階　大会議室